

長沼・岩瀬地域観光イベント事業支援補助金Q & A

Q1 補助金の目的は？

A1 観光誘客を促進し、長沼・岩瀬地域の観光資源を活用した観光イベント事業を実施する事業者等を対象とし、地域振興及び観光人口の拡大を目的として交付を予定しております。

Q2 補助対象者は？

A2 市内に事業所を有する法人、個人事業主又は任意団体（複数人の市民で構成された団体）で、次のいずれにも該当するものを対象としております。

- (1) 宗教活動又は政治活動を目的としていないこと。
- (2) 法人税等を滞納していないこと。
- (3) 須賀川市暴力団排除条例（平成24年須賀川市条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

Q3 （任意団体について）具体的にはどのような想定か？

A3 市内に本社又は事業所が所在し、複数人（2名以上）の市民で構成された法人格のない協議会や実行委員会等の団体を想定しています。

なお、責任体制（代表者、事務局等）については明確にする必要があります。

Q4 対象条件である「(2) 法人税等を滞納していないこと」とはどのような想定か？

A4 法人市民税等、須賀川市の税金を滞納していないことを想定しています。本市の方で納税状況を確認しますので、申請時に申請書類と併せて「市税等の納税状況確認同意書」を提出していただく必要があります。

Q5 補助対象となる事業はなにか？

A5 長沼・岩瀬地域における観光誘客を目的とする観光イベント事業であり、次のいずれにも該当するものを対象としております。

- (1) 長沼・岩瀬地域で実施する観光イベント事業
- (2) 地域の歴史、文化、特産品、自然資源等を活用した観光イベント事業
- (3) 本補助金以外の市からの補助を受けていない事業（市外の補助は可）

Q6 補助対象経費及び補助金額の内容は？

A6 観光イベント事業の実施に要する経費のうち、交付対象経費は下表のとおりとなります。補助金額は、交付対象経費に3分の2を乗じた額とし、50万円を限度としています。

〈交付対象経費〉

費目	主なもの
報償費	謝礼金（講師、出演者等に限る。）
旅費	交通費、宿泊費（講師、出演者等に限る。）
需用費	消耗品費（1件あたり5万円未満のもの）、資材等の購入費、チラシ・ポスター等の印刷製本費等 ※食糧費を除く
役務費	通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料、保険料等
委託料	交付対象経費の50%以内の委託費
使用料及び賃借料	会場使用料、車両、物品及び器具等のレンタル・リース料等（構成員及び参加者の移動及び所有する備品借用に要する費用は除く。）
原材料費	

Q7 補助対象事業期間は？

A7 補助対象期間は当該補助金の交付決定の日から当年度内としており、この期間内に事業を完了させる必要があります。交付決定前の支出は原則補助対象外となりますので、交付決定後に事業を着手してください。

Q8 申請から交付決定までのスケジュールは？

A8 補助金の交付は須賀川市補助金等の交付等に関する規則（昭和63年須賀川市規則9号）に基づいて行います。令和8年度は7月15日から申請受付を開始し、予算の範囲内で申請受付順となります。ただし、申請前に必ず事前相談をお願いします。（事前相談は7月15日より前から可。）申請受付後、内容を審査し、交付又は不交付の決定を行い、通知書により申請者に通知します。

Q9 申請時の提出書類及び提出場所は？

A9 補助金等交付申請書に事業計画書、収支予算書（見積書等の根拠資料を含む。）、納税確認同意書を添えて、市役所商工観光課窓口まで提出してください。詳細は、別添「提出書類一覧表」をご確認ください。

Q10 交付決定後、補助金の受領時期は？

A10 実績及び清算報告の後、額確定通知に基づいて交付請求を行い、補助金が受領されます。ただし、前金払又は概算払を可として交付決定を受けた場合は、額確定前に交付請求を行い、補助金が受領されます。

Q11 事業計画書等作成時のポイントは？

A11 事業の目的、具体的な内容、観光誘客効果、経費内訳等を明確に記載することが重要です。

Q12 事業計画に変更が生じた場合は？

A12 事業計画に大幅な変更がある場合や補助対象経費に 20%以上の変更がある場合は、補助事業等変更（中止・廃止）承認申請書を提出してください。

Q13 事業を完了後に提出すべき書類は？

A13 事業完了の日から起算して 14 日以内に補助事業等実績報告書兼清算書及び収支決算書（領収証等根拠資料を含む。）を市役所商工観光課窓口まで提出してください。詳細は、別添「提出書類一覧表」をご確認ください。